

地域	スリランカ民主社会主義共和国
日付	2022年10月24日
法律事務所	Varners
役職名、氏名	Krishanth Rajasooriyar Attorney-at-Law
連絡先	<a href="mailto:rajasooriyar@varners.lk">rajasooriyar@varners.lk</a>

## 質問事項

### I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として**民間分野**における個人情報保護に関する一般法はありますか。

#### 個人データ保護法 2022 年第 9 号

個人データ保護法 2022 年第 9 号(以下、PDPA という。)は、個人データの処理の規制、個人データの保護に関連するデータ主体の権利の特定と強化、データ保護局の設立を規定しています。

#### 既存の法律に基づく一般的な保護

PDPA が制定される以前の法的枠組みは、(i)ローマ・オランダ法の下で適用される民事責任の一般原則、及び(ii)様々な個別法令(データ保護とプライバシーに関する特定の条項を含むが、個別法令に関するおいてのみ適用される。)で構成されていました。この既存の枠組みは、PDPA の制定にかかわらず、引き続き有効です。

ローマ・オランダ法では、プライバシーの権利は明確には認められておらず、個人情報の保護に関する権利も直接的には認められていないことに注意する必要があります。もっとも、現代におけるプライバシーの権利に非常に類似した、人格に対する侵害や侮蔑から保護される権利は認められています。

ローマ・オランダ法の下での民事責任の原則は、個人の尊厳、社会的評価及び身体の健全性を保護し、スリランカにおける人格権の保護の基礎を成しています。これらの原則は、人の「放っておかれる権利」又は「自己若しくは自己の財産を公衆から隔離する権利」を認めています。しかし、被害を受けた者は、自己又は自己の尊厳及び社会的評価を害する意図、及びその行為自体が不当であることを立証できなければなりません。

また、相当な注意、能力及び誠実を果たす義務を怠った結果、第三者が被った損失、損害又は費用について、不法行為に関するローマ・オランダ法の原則に基づき責任を問

われることがあります。機密情報の取り扱いに合理的な注意を払わなかった場合にも、責任を負う可能性があります。被害を受けた者は、他人が不当な方法で注意義務に違反した結果、実際に財産的損害(金銭的損害)を被ったことを証明しなければなりません。

### コンピュータ犯罪法 2007 年第 24 号

コンピュータ犯罪法は、コンピュータに保存されている情報へのアクセスを、当該アクセスを確保する合法的な権限がないことを知りながら、又は同法若しくは施行された他の法律に基づく罪を犯す意図で、自分又は第三者のために確保した者は、罪に問われることを規定しています。

同法は、情報に関連するいくつかの犯罪を規定していますが、同法の主眼は個人データ保護ではないことに留意する必要があります。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

PDPA は公的部門だけでなく、民間部門の個人データの保護にも同様に適用されます。スリランカの公的機関によるデータ処理に関する特定の強化された規定以外には、その適用に区別はありません。

既存の法的枠組みにおける個人データの取扱いについては上記を参照してください。既存の法的枠組みの下でも、民間部門の個人データと公的部門の個人データの取扱いは区別されていません。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

PDPA に加えて、データ保護とプライバシーに関する特定の条項を含む様々な個別法令(銀行、電気通信など)があり、これらの特定の法令に関連する限りにおいてのみ適用されます。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

## II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

- i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: 個人データ保護法 2022 年第 9 号(未施行)

① 「個人情報」の定義	「個人データ」は、PDPA により、(a)氏名、識別番号、財務データ、位置情報、オンライン識別子などの識別子、又は (b)当該個人又は自然人の身体的、生理的、遺伝的、心理的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに固有の一つ又は複数の要素を用いて、直接的又は間接的にデ
-------------	---

	<p>ータ主体を特定できるあらゆる情報と定義されています。個人データに関連する者は「データ主体」と呼ばれ、生死を問わず、識別された又は識別可能な自然人が含まれます。</p>
② 法の適用範囲	<p>PDPA は、スリランカにおける個人データの処理(その全部又は一部)に適用されます。また、個人データの管理者又は処理者が以下のような場合も適用の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スリランカに居住している、又は通常在住している場合</li> <li>スリランカで法人化又は設立されている場合</li> <li>スリランカにいる人に商品又はサービスを提供する場合</li> <li>スリランカにおけるデータ主体の行動を監視又はプロファイルする場合</li> </ul> <p>個人によって純粋に個人的、家庭的、又は家計的な目的のために処理される個人データは、PDPA の適用範囲から除外されます。したがって、個人の携帯電話に保存されている連絡先リストは、「純粋に」個人的、家庭的、又は家計的な目的のために使用される場合には、適用範囲外となります。</p>
③ 地理的範囲	<p>PDPA は、以下のいずれかの状況における個人データの処理の範囲で適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>全部又は一部がスリランカ国内で行われる場合。</li> <li>スリランカに居住する、又は通常在住するデータ管理者又は処理者により行われる場合。</li> <li>スリランカで法人化された、又は設立されたデータ管理者又は処理者が行う場合。</li> <li>スリランカのデータ主体に商品又はサービスを提供するデータ管理者又は処理者が行う場合(スリランカのデータ主体を特に対象として提供するものを含む。)</li> <li>意思決定を意図したプロファイリングを含め、スリランカ国内のデータ主体の行動を特に監視するデータ管理者又は処理者が行う場合。</li> </ol>
④ URL	<p><a href="http://www.documents.gov.lk/files/act/2022/3/09-2022_E.pdf">http://www.documents.gov.lk/files/act/2022/3/09-2022_E.pdf</a></p>
⑤ 施行日	<p>PDPA は、大臣が官報に掲載する命令により指定する日に施行されます。当該指定日は、スリランカ国会議長による認証の日(2022年3月19日)から18か月以上36か月以内の日とされています。</p>

名称: 銀行法 1988 年第 30 号(改正後)

① 「個人情報」の定義	該当なし
② 法の適用範囲	本法は、スリランカにおける銀行業の規制、銀行業を営む者の免許、預金の受け入れ及び投資について定め、当該銀行業に関する事項の管理について規定しています。
③ 地理的範囲	スリランカ国内

④ URL	本法は多数回改正されており、そのすべてを含む単一の統合版は存在しません。
⑤ 施行日	1988年。2006年11月30日最終改正。

名称: 銀行法 1988 年第 30 号に基づく指令 2012 年第 02 号 (認可商業銀行及び認可専門銀行の業務委託)

① 「個人情報」の定義	該当なし
② 法の適用範囲	本法は、認可商業銀行および認可専門銀行の業務委託について規定しています。
③ 地理的範囲	スリランカ国内
④ URL	該当なし
⑤ 施行日	2012年12月21日

名称: コンピュータ犯罪法 2007 年第 24 号

① 「個人情報」の定義	「個人情報」の定義はありませんが、「情報」には、データ、テキスト、画像、音声、コード、コンピュータプログラム、データベース、マイクロフィルムが含まれます。
② 法の適用範囲	本法は、コンピュータ犯罪の識別に関して適用され、その捜査と予防のための手続きを規定しています。
③ 地理的範囲	コンピュータ犯罪法の地理的範囲は、以下の状況のいずれかの場合に適用される。 (a) スリランカ又はスリランカ国外に存在しながら、本法に基づく罪を犯した場合。 (b) 本法に基づく犯罪を構成する行為により影響を受けるコンピュータ、コンピューターシステム又は情報が、当該時点においてスリランカまたはスリランカ国外にある場合。 (c) 本法に基づく犯罪の遂行に使用されたコンピュータ・ストレージ、データ又は情報処理サービスを含む施設又はサービスが、当該時点でスリランカ国内又はスリランカ国外に所在していた場合。 (d) スリランカ国内若しくは国外の損失又は損害が、本法に基づく犯罪の遂行により、国家又はスリランカ国内若しくは国外の居住者に生じた場合。
④ URL	<a href="http://www.documents.gov.lk/files/act/2007/7/24-2007_E.pdf">http://www.documents.gov.lk/files/act/2007/7/24-2007_E.pdf</a>
⑤ 施行日	2007年

名称: 知的財産法 2003 年第 36 号

① 「個人情報」の定義	該当なし
② 法の適用範囲	同法は、知的財産に関する法律を体系化し、知的財産の登録、管理、運用のための効率的な手続きを定めています。
③ 地理的範囲	スリランカ国内
④ URL	本法は多数回改正されており、そのすべてを含む単一の

	統合版は存在しません。
⑤ 施行日	2003年。2022年3月16日最終改正。

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。  
該当なし。

### III. OECD プライバシー原則

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。  
<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

*PDPA の第 4 条及び第 5 条では、個人データは、必要に応じてデータ主体の同意を得た上で合法的な方法で取得される必要があり、PDPA の下で定められた義務に従った態様でのみ個人データが処理されなければならないと定めています。*

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

*PDPA の第 7 条は、処理される個人データが、当該データが収集され又は処理される目的との関連において適切、関連、及び比例することを要求し、PDPA 第 8 条は、個人データが正確かつ最新に保たれることを要求しています。*

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあつては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

*PDPA の別紙 5 では、収集時に収集目的を特定し、さらに個人データを処理する場合にはデータ主体に通知することが義務付けられています。ただし、公益のためのアーカイブ、科学研究、歴史研究、統計目的のための個人データの処理は、定義された目的と矛盾するものとはみなされないと定めています。*

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

*PDPA の第 6 条では、個人データは特定された明示的かつ正当な目的のために処理されることが要求されています。処理という用語は、個人データの収集及び開示も含むと定義されています。*

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

*PDPA の第 10 条は、すべての管理者に、(a)個人データの不正若しくは違法な処理、又は(b)個人データの損失、破壊若しくは損傷を防ぐために、処理中の個人データの完全性と機密性を維持する義務を課しています。*

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

*PDPA の第 11 条は、透明性のある方法で個人データを処理する義務を課しており、PDPA の別紙 5 でも、データ主体が個人データの処理について認識することを求めています。当該データが管理者によって間接的に取得された場合には、当該個人データの入手元、管理者の身元及び連絡先に関する情報も開示しなければならないとしています。*

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、



合理的な方法で、かつ、

本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。

- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

*PDPA の第 2 部はデータ主体の権利に関する規定であり、本原則の i)ないし iv)に記載されている権利を規定しています。*

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

*PDPA の第 12 条は、管理者による個人データの処理について説明責任を規定し、管理者に内部統制及びその手続きの実施を求めています。同条は、データ保護影響評価に基づく適切な保護措置を提供する内部統制及び手続きを実施することを管理者の義務としています。*

*同法第 38 条は、データ保護当局が管理者及び処理者に罰則を課すことを認めています。*

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。

(a) 収集制限の原則

(b) データ内容の原則

(c) 目的明確化の原則

(d) 利用制限の原則

(e) 安全保護措置の原則

(f) 公開の原則

(g) 個人参加の原則

(h) 責任の原則

PDPA の規定からのいかなる免除、制限、または猶予も、基本的権利と自由の本質を尊重し、以下の目的で民主主義社会において必要かつ適切な措置を構成する場合にのみ許可されます。

- (a) 国の安全、防衛、公共の安全、公衆衛生、スリランカの経済及び金融システムの安定を保護するため
- (b) 司法の公平性と独立のため
- (c) 刑事犯罪の予防、捜査、起訴のため
- (d) 刑事罰の執行のため
- (e) 個人の権利及び基本的自由、特に表現の自由並びに情報に対する権利の保護のため

#### IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス (例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限) や データローカライゼーション (例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制) のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

##### データローカライゼーション

PDPA では、公的機関は個人データをスリランカ国内でのみ処理し、第三国では管理者又は処理者として処理しないことが義務付けられています。

スリランカ国外の公的機関による個人データの処理には、2段階のプロセスが必要です。

- 第一に、データ保護当局と協議の上、大臣が PDPA の目的のために第三国を指定する必要があります。これは、大臣が当該第三国の個人データ保護に関連する法律と執行機構を考慮して適切な決定を下した後に行われるべきものです。
- 第二に、データ保護当局は、適切な決定に基づいて大臣が定めた第三国において処理できる個人データのカテゴリーを分類する必要があります。

民間の管理者又は処理者は、充分性認定に基づき指定された第三国、又は個人データが PDPA の下で規定されたデータ保護義務に準拠して処理されることが保証される第三国において個人データを処理することができます。

##### ガバメントアクセス

PDPA は、データ主体の個人データの保護に関連する他の法律のいかなる規定にもかかわらず、効力を有すると明確に規定しています。さらに、個人データの保護が PDPA の規定と一致する限りにおいてのみ、公的機関に個人データの処理 (他の法律に基づく要求) を行うよう義務付けています。



PDPA の別紙 4 は、犯罪捜査に関する個人データの処理について規定しています。これにより、データ主体の権利及び自由に対する適切な保護措置を提供しつつ、適用される法律に従って、犯罪の合法的な捜査又は関連する安全対策を目的として処理を行うことができます。上記の質問 III の後半に対する回答で説明したように、PDPA からの免除、制限、又は猶予は、基本的な権利と自由の本質を尊重し、上記の目的のために民主主義社会で必要かつ適切な措置を構成する場合にのみ認められます。

PDPA に加えて、

- スリランカでは弁護士及び依頼者間の特権が厳密に認められており、法律やスリランカの最高裁判所の定める規則において具体化されています。
- 様々な分野の法令（銀行、電気通信など）には、公的機関による不正アクセスを制限するデータ保護及びプライバシーに関する独自の仕組みが含まれています。もっとも、かかる規定は基本的なものであることに留意する必要があります。

## V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

現時点では、スリランカにはデータ保護当局がありません。

データ保護局は、PDPA の認証日（すなわち 2022 年 3 月 19 日）から少なくとも 18 か月後に初めて設置され、運用が開始される予定です。